

財団法人 漁場油濁被害救済基金
役員報酬規程

平成19年3月16日制定

(総則)

第1条 財団法人漁場油濁被害救済基金の常勤役員（以下「役員」という。）の報酬及び退職手当に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 役員報酬は俸給（年棒に12分の1を乗じて得た月額）及び通勤手当とする。

(俸給)

第3条 役員俸給は予算の範囲内において理事長が定める。

2 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。

3 役員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

4 役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

5 第2項及び第3項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給する以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外ときは、その俸給の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、通勤のために交通機関を利用してその運賃を負担する役員に支給する。

2 通勤手当の額は職員給与規定第12条（通勤手当）を準用し支給する。

(俸給の支給)

第5条 俸給及び通勤手当は、毎月10日に支給する。

ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日に支給する。

(1) 支給日が日曜日に当たるときは、前々日

(2) 支給日が土曜日に当たるときは、前日

(3) 支給日が国民の祝日に当たるときは、前日（その前日が日曜日に当たるときは、11日、土曜日に当たるときは、8日）

(退職手当)

第8条 役員に退職手当は支給しない。

(施行細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

第6号議案 役員報酬額について

平成20年度における役員報酬の額は、900万円(前年度と同額)以内とする。